

<報道発表資料>
(経済同時)

令和8年5月12日

市民生活と観光の調和推進プロジェクトチーム
〔京都市産業観光局観光 MICE 推進室〕
公益社団法人京都市観光協会

「京都観光モラル推進宣言事業者」及び 「京都観光モラル優良事業者」対象事業者の募集

～観光に対する共感の輪の拡大～

京都市及び公益社団法人京都市観光協会（DMO KYOTO）では、令和2年11月に「京都観光行動基準（京都観光モラル）」を策定するとともに、令和4年度からは、京都観光モラルに基づく行動を一層促進するため、「京都観光モラル推進宣言事業者」を募集しています。令和8年度におきましても、募集を開始します。

また、京都観光モラル推進宣言事業者のうち、他の事業者等の参考となるような優良な取組を行った事業者等として「京都観光モラル優良事業者」の対象となる事業者等についても併せて募集します。

1 「京都観光行動基準(京都観光モラル)推進宣言事業者」の募集

(1) 対象

京都市内において京都観光モラルに沿った取組を推進する企業、個人事業主、
団体(NPO、学校等)

(2) 登録要件

- ア 京都市内で観光客に直接サービスを提供していること
イ 次に掲げる全ての取組を実践していること（今後取り組む予定も可）
- ① 観光客へのマナー啓発・対策、京都観光モラルの啓発
 - ② 従業員への京都観光モラルの理解・実践を促す取組
 - ③ 市民生活と観光の調和・両立に資する取組
 - ④ 質の高いサービス・商品の提供・人材育成に資する取組
 - ⑤ 環境・景観の保全に資する取組
 - ⑥ 災害や感染症等の危機に強い観光の実現に資する取組

(3) 募集期間 令和8年5月12日（火）～令和9年3月31日（水）

(4) 応募方法等

- ① 京都観光モラル特設サイト内の申請用ページにアクセス
<https://www.moral.kyokanko.or.jp/company>
- ② 申請フォームから申請
- ③ 事務局で申請内容を確認・審査
- ④ 登録後、ステッカーを交付、京都観光モラル特設サイト等で取組内容を公表



京都観光モラル

2 「京都観光モラル優良事業者」対象事業者の募集

(1) 応募要件

- ア 京都観光モラル推進宣言事業者に認定されていること
- イ 令和9年1月29日（金）時点で、創業又は法人設立後、1年を経過していること
ただし、宗教活動又は政治活動を事業目的としている者を除く

(2) 選考基準

「京都観光行動基準（京都観光モラル）推進宣言事業者」の登録要件として求めている6つの取組に即し、他の事業者の参考となるような優良な取組を行っていること

例：地域のルールや習わしの周知や地域文化・コミュニティへの貢献等

(3) 募集期間 令和8年5月12日（火）～令和9年1月29日（金）

(4) 応募方法等

- ① 京都観光モラル特設サイト内にある申請フォームから申請
- ② 事務局で申請内容を確認・審査
- ③ 優良事業者を選定し、記念品進呈
- ④ 京都市情報館もしくは京都観光モラル特設サイト等で取組内容を公表

3 問合せ先

公益社団法人 京都市観光協会 企画推進課

TEL 075-213-0070（10:00～17:00、土日祝休み）

e-mail:moral@kyokanko.or.jp

（担当課）

京都市産業観光局観光 MICE 推進室

TEL:075-746-2255

e-mail: kanko-mice@city.kyoto.lg.jp

【参考1】「京都観光行動基準（京都観光モラル）」※抜粋

<観光事業者・従事者等の皆様と大切にしていきたいこと>

～地域とともに事業が持続的に発展していくために～

（地域文化・コミュニティへの貢献、市民生活と観光の調和）

1 地域の魅力や、市民生活の豊かさが高まるよう、地域との調和に配慮し、地域文化・コミュニティ・経済の発展に貢献するとともに、観光客に対しても、地域のルールや習慣を伝えていきましょう。

（質の高いサービス・商品の提供・人材育成）

2 観光客が感動し、京都を再び訪れたいと思っていただけるよう、京都の歴史や文化、伝統を学ぶとともに、観光客それぞれの文化や生活習慣をよく理解し、敬意、おもてなしの心でサービス・商品の質を高めていきましょう。

（環境・景観の保全）

3 京都の美しい自然やまちなみと地球環境の保全につながるよう、地域の自然環境や景観に配慮するとともに、環境にやさしい事業活動を行いましょう。

（災害や感染症等の危機に強い観光の実現）

4 誰もが安心・安全で過ごせるとともに、事業を継続し、従業員の雇用を維持できるよう、災害や感染症、事故等に注意し、十分に備え適切に行動しましょう。

※ その他の項目等は以下から御確認いただけます。

<https://www.moral.kyokanko.or.jp/>

【参考2】宿泊税の使途に係る動画

宿泊税は、観光課題対策にも活用しております。以下専用ページ内で宿泊税の使途を動画でも紹介しておりますので、併せて御覧ください。

URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000344567.html>

二次元コード：

